令　和　7　年　9　月
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官（建築企画担当）付

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

国土交通省は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで下記の告示を制定したので、同法第 43 条第５項の規定に基づき、次のとおり公示します。

１．告示の題名

・定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件の一部を改正する件（令和７年国土交通省告示第●号）

２．意見公募を実施しなかった理由について

本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 104 号）の施行に伴い必要な規定の整理を行うものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号の規定に該当するため、意見募集手続を実施しておりません。